

# 第151回 わかるように伝えていきますか

坂井 聡

## 合理的配慮による「学びの機会」の提供と、教育の質の担保

今回は、学校や大学などの教育現場において、障害のある子どもたちや学生が増加している実態についてお話ししました。令和6年4月1日より、事業者（私立学校や民間事業者を含む）による合理的配慮の提供が義務化されました。これに伴い、教育現場でもこれまで以上に適切な対応が求められています。今回は、この「合理的配慮」について、改めてその本質を確認しておきたいと思います。

### ○ 合理的配慮を支える「3つの核心原則」

合理的配慮とは、個々の子どもや学生の障害特性・状況に応じて、教育を受ける機会を「実質的に平等」にするための個別的な調整のことです。これは、大きく次の3つの原則に集約されます。

1. 個別性（一人ひとりに合わせた調整）同じ診断名であっても、本人が抱える困難さや目標は全く異なります。また、参加する授業や活動の内容によっても必要なサポートは変わります。そのため、「この障害にはこの支援」といった画一的なメニューでは、本当の意味での学びの機会を提供することはできません。最も大切なのは、「本人の声（ニーズ）」を起点とし、現在の状況に即したオーダーメイドの調整を行うことです。

2. 双方向性（対話による合意形成）合理的配慮は、本人（保護者）・教員・支援担当者が「対話」を通じて決定しなければなりません。学校側が一方的に配慮を与えるのではなく、あくまで「調整」です。学校が目指す教育のねらい（到達目標）を下げる必要はありません。その目標に到達するための「道筋」を一緒に探るのです。また、要望された内容が学校側にとって物理的・体制的に「過度の負担」となる場合は、できない理由を丁寧に説明し、代替案を出し合いながら、双方が納得できる合意点を見つけることが重要です。この相互理解こそが、支援を長く継続させるための鍵となります。

3. 合理性（目的を損なわない柔軟な工夫）合理的配慮は、教育の本質的な目的を損なわない範囲で実施される必要があります（正当な成績評価ができなくなるような変更はできないためです）。そのうえで、目標への到達方法を柔軟に変える工夫が求められます。例えば、「テストで知識を問う」という目的は維持しつつ、\*\*「回答方法を鉛筆での記述から、口頭での回答やタブレット端末（PC）の入力に変更する」「試験時間を1.5倍に延長する」\*\*といった手法の変更です。公正に参加できる環境を整えることが、何より重要視されます。

### ○ 合理的配慮の先にある「普遍的な効果（UDL）」

合理的配慮は、目の前の「個別の困りごと」の調整から始まります。しかし、その具体的な支援方法は、結果として学校全体の教育の質を高める「ユニバーサル（普遍的）な効果」を発揮することが多々あります。

少し例を挙げてみましょう。例えば、視覚優位の子どものために「授業のスライドやプリントを事前に共有する」「授業の録画視聴を許可する」という配慮は、体調不良で欠席した子どもや、言葉の理解に不安がある子ども、さらには自宅でゆっくり復習したい全ての子どもの学習効率を高めます。また、感覚過敏の子どものために「静かに学習できるクールダウン・スペース」を提供することは、単純に集中力を高めたい多くの子どもたちにも大きな利益をもたらします。

このように、合理的配慮という「個別の調整」を柔軟に活用していくことは、最終的に\*\*誰もが学びやすい「学びのユニバーサルデザイン（UDL）」を押し広げる強力な推進力となるのです。

特定の誰かのための調整が、より多様な学習者を包み込む教育環境の実現へと繋がっていく。誰もが学びやすい環境を創っていくことは、これからの共生社会を考えるうえで極めて重要な視点になると思いますが、皆さんはどうお考えになりますか。

～坂井 聡先生のご紹介～  
《プロフィール》

香川大学教育学部卒業。金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など、養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部教授。1997年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。自閉症スペクトラム支援士エキスパート、特別支援教育士スーパーバイザー、言語聴覚士。